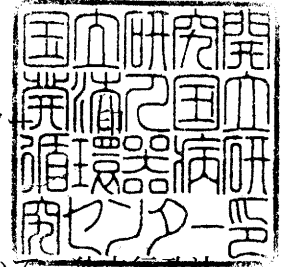


法人文書開示決定通知書

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田 雅史 様

国立研究開発法人国立循環器病研究センター



令和 2 年 10 月 27 日付けの法人文書の開示請求（国循収第 20102802）について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 一部開示する法人文書の名称

以下の開示請求対象文書に対して特定した法人文書については、一部開示とする。

<開示請求のあった法人文書の名称>

請求者及び国立循環器病研究センター（以下「国循」という）間の医療過誤事故の損害賠償請求事件（名古屋地裁平成 25 年（ワ）第 5249 号）において、同判決（平成 29 年 3 月 17 日判決）に対して、国循は、平成 29 年 3 月 22 日、名古屋高等裁判所へ控訴した。その控訴の理由及び経緯等を記載した国循の組織内の記録又は決裁にかかる文書の開示を請求する。

<特定した法人文書>

- ① 「BZD 事案の控訴及び供託金手続きについて」（決裁文書）
- ② 「損害賠償請求控訴事件にかかる控訴理由書の提出について」（決裁文書）

<不開示とした部分>

【特定した法人文書①について】

- (1) 職員の氏名及び印影、原告の氏名及び住所、原告の診療を担当した医師の氏名、元理事長の本籍地及び氏名、現理事長の本籍地並びに登記官の氏名
- (2) 弁護士の氏名、（弁護士事務所の）住所、電話番号及び FAX 番号
- (3) 登記官の印影及び国循の印影
- (4) 検討会議事録の打ち合わせ内容
- (5) 委任契約書の費用・着手金及び報酬金の記載

【特定した法人文書②について】

- (1) 職員の氏名及び印影、原告の氏名及び住所、原告の診療を担当した医師の氏名、研究者の氏名
- (2) 弁護士の氏名、（弁護士事務所の）住所、電話番号及び FAX 番号
- (3) 事件番号
- (4) 控訴理由書の内容の一部

＜不開示とした理由＞

【特定した法人文書①について】

・上記（１）に掲げる事項は、いずれも、法第５条第１号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当します。これらの情報は、慣行としても公にされておられませんので、同号の規定に基づき、不開示いたします。

・上記（２）に掲げる情報は、これを開示することにより、法人である特定の法律事務所及び当該事務所に所属する弁護士が委任を受けた個別事案の内容が公になります。弁護士が実際に取り扱う個別案件の内容が公になった場合、それにより弁護士の価値観や信条を推認させる情報が公になり、それによって、当該弁護士の営業権等の正当な利益を害するおそれがあります。また、当該法律事務所は HP を開設しており、そこに記載されている内容により、住所、電話番号又は FAX 番号のいずれかが明らかになれば、法律事務所の特定は、検索により容易に可能となります。

以上より、これら情報は、いずれも法第５条第２号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示いたします。

・上記（３）の登記官の印影及び国循の印影については、これを公にすることにより、文書の偽造等に悪用され、登記官及び国循の正当な利益を害するおそれがあります。したがって、これら情報は、いずれも法第５条第２号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示いたします。

・上記（４）の検討会議事録の打ち合わせ内容については、個別事案に関して、弁護士が国循に対して行った法律上の見解についての記述になります。これを公にした場合、国循からの相談に対し、弁護士が自由に意見を述べることができなくなり、委任に基づく正当な活動を行うことができず、当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することになります。また、国循としても、公にすることにより、弁護士に対し法律上の相談が行いにくくなるほか、訴訟上の方針が明らかになり、現在、この裁判と同じ原告から複数の裁判が現に提起されている状況に鑑みれば、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、これらの情報は、法第５条第２号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、及び法第５条第４号二の争訟にかかる事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示いたします。

・上記（５）の委任契約書の費用・着手金及び報酬金の記載は、これを公にすることにより、当該法律事務所の競合先が、当該法律事務所の具体的な事件における着手金や報酬等の水準を知ることになり、当該法律事務所の正当な競争上の地位を害することになります。

したがって、これらの情報は、これらの情報は、法第５条第２号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示いたします。

【特定した法人文書②について】

・上記（１）に掲げる事項は、いずれも、法第５条第１号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当します。これらの情報は、慣行としても公にされておられませんので、同号の規定に基づき、不開示いたします。

・上記（２）に掲げる情報は、これを開示することにより、法人である特定の法律事務所及び当該事務所に所属する弁護士が委任を受けた個別事案の内容が公になります。弁護士が実際に取り扱う個別案件の内容が公になった場合、それにより弁護士の価値観や信条を推認させる情報が公になり、それによって、当該弁護士の営業権等の正当な利益を害するおそれがあります。また、当該法律事務所は HP を開設しており、そこに記載されている内容により、住所、電話番号又は FAX 番号のいずれかが明らかになれば、法律事務所の特定は、検索により容易に可能となります。

以上より、これら情報は、いずれも法第５条第２号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示いたします。

・上記(3)の事件番号については、裁判所のウェブサイト上に掲載されている情報であれば、慣行として公にされている情報と解すべきであるが、本件訴訟の事件番号はウェブサイトに掲載されている事実は認められなかったため、法第5条第1号イには該当いたしません。

したがって、事件番号は法第5条第1号の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当するものであり不開示といたします。

・上記(4)の控訴理由書については、裁判所のウェブサイトで閲覧可能である本件訴訟の第一審判決(名古屋地裁平成25年(ワ)第5249号)の内容よりわかる事実については、慣行として公にされている情報として開示いたします。しかし、それ以外の情報については原告の診療に関する情報等、個人に関する情報であり、公にすることが予定されている情報であるとは考えられず、法第5条第1号イには該当いたしません。法第5条第1号ロ及びハにも該当する事情は認められないことから、法第5条第1号の個人に関する情報として不開示といたします。

また、このような個人情報に公にすることにより、国循に対して訴訟をすれば個人情報が公開されることをおそれ、患者の受診が減り、企業経営上の正当な利益を害されるおそれがあります。第5条第4号トの独立行政法人等が経営する事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれに該当するものとして、不開示といたします。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*裏面の説明事項をお読みください。

法人文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	算定基準(国立研究開発法人国立循環器病研究センター情報公開手数料規程別表参照)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料 (基本額-開示請求手数料300円)
A4判文書37枚	① 閲覧 ② 複写機により複写したものの交付	① 100枚迄毎につき100円 ② 用紙1枚につき10円	① 100円 ② 370円	① 0円 ② 70円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

令和3年1月5日から令和3年2月26日までの期間のうち「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後以降の日(土、日その他の法人機関の休日を除く。)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

「法人文書の開示の実施方法等申出書」確認後、到着まで5日程度。郵送料(簡易書留)570円。

* 担当課等

国立循環器病研究センター 総務課広報係 木下
〒564-8565 大阪府吹田市岸部新町6番1号 TEL 06-6170-1070